

令和5年度 成年後見制度利用促進研修 開催要項

- 1 目的 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を必要とする方に十分に利用されることが期待されている。しかし、現状では市民や福祉関係者に成年後見制度があまり知られていないという課題があり、成年後見制度が財産の管理や日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいない状況がある。
本研修は、市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員が、成年後見制度の仕組みや活用等について理解を深め、本人や家族等からの成年後見制度利用に関する相談に対して適切な対応ができるようにすることを目的として開催する。
- 2 主催 さいたま市
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- 3 開催方法 期間限定の動画配信（さいたま市社会福祉協議会 公式YouTubeチャンネル）
※動画は約120分です。
- 4 動画配信期間 令和6年2月20日（火）～令和6年3月19日（火）
- 5 受講対象 市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員
- 6 研修内容 相談支援のための成年後見制度の理解と活用
- 7 講師 みそら行政書士・社会福祉士事務所 代表 鈴木 雅人 氏
相談コミュニケーションの専門家リーガルソーシャルワーカーとして活動。
神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川運営委員会 委員
神奈川県社会福祉士会 地域包括支援センター推進委員会 委員
神奈川県社会福祉協議会 市町村社協成年後見推進委員会 委員 等を歴任
著書に『『相談力』入門 対人援助職のためのコミュニケーションスキル36』
「認知症700万人時代の失敗しない『成年後見』の使い方」 等がある。
- 8 申込みから受講までの流れ

No.	行程	備考
1	受講の申込み	受講申込書（別紙）をメールまたはFAXでお送りください。 申込期間： <u>令和6年2月15日（木）～令和6年3月18日（月）</u> ※メールの場合は kenri@saitamashi-shakyo.jp にお送りください。
2	資料と動画URL送付	お申し込みを確認次第、順次メールでお送りします。
3	アンケートの提出	<u>令和6年3月22日（金）</u> までに、メールまたはFAXでご回答ください。 ※メールの場合は kenri@saitamashi-shakyo.jp にお送りください。

- その他 ・受講にあたり、パソコン等を利用したインターネットへの接続環境をご準備ください。
・本研修の録画・録音や、資料の二次利用等をご遠慮ください。

10 申込・問合せ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課（担当：眞木・後藤）
電話 048-835-5280 FAX 048-835-5282
メールアドレス kenri@saitamashi-shakyo.jp